

STOP!! ハラスメント

令和2年12月



奈良理事からのメッセージ

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働くことができる職場環境をつくりましょう。

○ハラスメントで悩んでいませんか？

・セクハラ为例

食事やデートにしつこく誘う、必要もないのに体にさわってくる、性的な言葉でからかう

・パワハラ为例

みんなの前で長時間にわたり大声で叱る、明らかに不必要な仕事を強制させる、自分の意に沿わない人を無視したり仕事のじゃまをする

○ハラスメントを受けたときは・・・

・あなたの意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。

黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。

・ひとりで悩まずに、誰かに相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく、大学の組織の問題です。信頼できる上司や、ハラスメント相談室、職場のハラスメント相談員などに相談しましょう。

都道府県の労働局など、外部の機関に相談する方法もあります。

**大阪大学は、ハラスメントを
「見逃しません」「許しません」「厳正に対処します」。**

みなさん一人一人のご協力をお願いします。

理事 奈良 哲

大阪大学ハラスメント相談室 (秘密厳守)

豊中地区 06-6850-5029、06-6850-6006

吹田地区 06-6879-7169

箕面地区 072-730-5112

相談希望の方はまずはお電話をください

大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/prevention_sh

